平成２６年（フ）第２７７９号
兵庫県三田市相生町23番19号、開始決定時大阪市大正区三軒家東５丁目10番９―504号
破産者　野瀬　　徹
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１９８号
兵庫県川西市南野坂１丁目２番地の41
破産者　飯野　泰広
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２０２号
大阪市東住吉区南田辺４丁目８番28―703号、前住所大阪市東住吉区山坂４丁目10番13号
破産者　森川　元嗣
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２１３号
大阪市西区九条１―８―１　シティライフ九条202号室　山本方、住民票上の住所大阪府吹田市江の木町13番11―702号
破産者　田中　康成
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２２９号
大阪府豊中市北条町４丁目６番１―312号
破産者　安藤　哲子
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９８号
大阪市此花区酉島１―９―17、住民票上の住所大阪府和泉市王子町２丁目４番10号
破産者　中島　尚治
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１１１０号
広島市安佐北区落合５丁目23番15―101号
破産者　二山　孝男（旧姓豊田）
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５７号
広島市南区西翠町１番８号、開始決定時の住所広島市南区段原１丁目２番13号
破産者　小川　美子
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３９２号
広島市南区上東雲町24番５―204号
破産者　山田　　忍
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４７６号
広島県安芸郡海田町稲葉８番９号
破産者　宮迫　明彦
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４８６号
広島市安佐南区沼田町大字伴6960番地１　テラスエキ103号
破産者　後藤　美和
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３９号
北海道上川郡上川町花園町31番地
破産者　田中眞佐恵
1　決定年月日　平成26年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２４０号
北海道上川郡上川町花園町31番地
破産者　田中　　悟
1　決定年月日　平成26年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２４６号
北海道旭川市永山10条８丁目８番６号
破産者　岩井　雄樹
1　決定年月日　平成26年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２４７号
北海道旭川市神楽岡３条４丁目６番６号
破産者　岩井　朋子
1　決定年月日　平成26年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２２号
北海道紋別郡遠軽町１条通南１丁目６番地２、前住所北海道紋別郡遠軽町南町２丁目１番地77　コーポいわね２Ｆ―11号室
破産者　川口　孝行
1　決定年月日　平成26年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第１４２４号
横浜市泉区和泉町6181番地　白寿荘
破産者　大槻　隆夫
1　決定年月日　平成26年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６４号
新潟県新発田市小舟町３丁目９番22号
破産者　髙橋　友則
1　決定年月日　平成26年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第１６２号
横浜市神奈川区六角橋３丁目17番６―２号
破産者　望月　康代
1　決定年月日　平成26年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２８８号
京都市伏見区醍醐中山町25番地５　エスリード醍醐111号
破産者　富田製作所こと　富田　治人
1　決定年月日　平成26年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係